

平成30年10月1日より開設しました 栃木市配偶者暴力相談支援センター

1. 背景・目的

配偶者やパートナーからの暴力いわゆる「DV」は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性で社会問題になっているほか、大人だけではなく、子どもの前で家族への暴力を見せることは、精神的苦痛を与えることから児童虐待とされており、深刻な問題となっています。

配偶者等からの暴力による被害者に対して、被害者の立場に立って、細やかな相談支援を行い、DV被害者とその子供たちに安全で安心した生活を迅速に確保できるよう、今年3月に策定した「栃木市DV基本計画」に基づき、10月1日より「配偶者暴力相談支援センター」の事業を開始し、新たに専用の電話を設置しました。

2. 「配偶者暴力相談支援センター」の事業内容

- ①身近な窓口で相談又は相談機関の紹介
- ②被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保（一時保護は県が行う）
- ③被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ④[※]保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※保護命令とは、身体的暴力もしくは生命に対する脅迫を受けた被害者からの申し立てを受けて、裁判所が更なる配偶者からの暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害が加えられるおそれ大きいと判断した場合に保護命令が発令されます。保護命令は「接近禁止命令」と住居からの「退去命令」があります。

3. 専用ダイヤル

栃木市配偶者暴力相談支援センター

「安心ホットライン」専用ダイヤル 0282-21-2218

4. 実施時間（祝・休日、年末年始を除く）

- ①実施日：月曜日から金曜日
- ②実施時間：午前9時00分から午後4時00分

5. 「配偶者暴力相談支援センター」事業の効果

- ①潜在化している被害者の早期発見
- ②被害者に対するワンストップ支援
- ③関係機関との連携促進

【問合せ】

こども未来部 子育て支援課
担当 小林、原
Tel.0282-21-2226